

令和8年度第1回習志野市青少年センター運営審議会会議録

1 開催日時 令和8年7月14日(火)11時00分～11時40分

2 開催場所 習志野市役所2階2-1・2 会議室

3 出席者

【会 長】 習談会 会長 五十嵐 久仁

【職務代理者】 青少年補導委員連絡協議会 会長 松濱 幸子

【委 員】 習志野地区保護司会 常務理事 橋田 ミエ子

習志野市立津田沼小学校 校長 渡辺 雅和

民生委員・児童委員協議会 副会長 古月 美恵

習志野警察署生活安全課 課長 野本 巧

こども部こども家庭課 主幹 篠塚 美由紀

学校教育部 児童生徒指導課 課長 櫻井 智之

習志野市立習志野高等学校 教頭 宮根 孝範

【事務局】 生涯学習部 部長 海老原 智実

生涯学習部 次長 川窪 一就

生涯学習部 社会教育課 課長 河栗 太一

生涯学習部 青少年センター 所長 奥山 英俊

生涯学習部 青少年センター 主査 河村 和広

【傍聴者】 なし

4 会議次第

I 委嘱状交付式

第1 開会

第2 委嘱状交付・委員紹介

第3 事務局紹介

第4 閉会

Ⅱ 令和8年度第1回習志野市青少年センター運営審議会 開会

第1 会長の選出

第2 職務代理人(副会長等役員)選出

第3 会議の公開(非公開)

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 報告

(1) 習志野市青少年センター活動概要について

(2) 令和8年度習志野市青少年センター事業計画について

第7 その他(事務連絡等)

閉会

5 会議資料 令和8年度第1回習志野市青少年センター運営審議会に関する資料

6 議事内容

○第1 会長の選出

会長の選任は指名推薦との意見により、指名推薦で行うことに決定した。

五十嵐委員が指名され、会長は五十嵐委員に決定した。

○第2 職務代理人(副会長等役員)選出

職務代理人は会長一任との意見により、松濱委員に決定した。

○第3 会議の公開

「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、公開することを決定した。

○第4 会議録の作成等会

会議録の作成は発言委員名を入れた要点筆記とし、ホームページ、情報公開コーナーで公表することを決定した。

○第5 会議録署名委員の指名

会議録署名委員は会長より、橋田委員と渡辺委員を指名し、決定した。

○第6 報告

青少年センター活動概要」及び「令和8年度習志野市青少年センター事業計画」について説明する。

当センターの基本方針は、「地域社会・関係機関・団体と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を図る」ことである。活動概要の内容として大きく5点について説明する。1点目に青少年センターの活動概要全体の説明、2点目以降は活動の内容として、補導活動の状況、不審者情報、「子ども110番の家」について、そし

て最後に情報モラル教育について説明する。

まず、活動概要全体についてである。当センターの活動は、大きく5つの柱から成り立っている。街頭などでの「補導活動」、青少年の実態に応じた「補導相談活動」、啓発を主とする「青少年健全育成活動」、安全な環境を作る「環境浄化活動」、そして関係機関とのネットワークを構築する「会議・研修」である。これらを相互に連携させることにより、青少年の健全育成及び非行防止を図るための活動を行っている。

補導活動の具体的な内容である。青少年センター職員が実施あるいは参加する活動としては、資料右上「街頭補導」及び左下「自主パトロール」となる。「自主パトロール」は、原則平日の午前・午後及び週初めの登校時間に、青少年センター職員のみで実施しているものである。「街頭補導」はゲームセンターや公園等、青少年が集まりやすい場所を、午後の下校時間や夜間に、青少年補導委員とともに巡回するものである。これらに加え、青少年補導委員のみで実施するものとして、各中学校区単位で実施する「学区一斉補導」、夏祭りや長期休業中など、青少年の気持ちが高揚しやすい時期に行う「特別補導」などがあり、青少年センターとしてはこれらの活動に対し、支援を行っている。

次に、青少年健全育成活動である。青少年健全育成活動として、地域参加型の啓発を行っている。具体的には、小学4年生から6年生を対象とした「少年の日」啓発ポスター展を青少年補導委員連絡協議会と、小学5年生から中学3年生を対象とした標語コンクールを、中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会と連携し実施している。これらの作品は、11月29日（日）から市庁舎グランドフロア市民協働スペース及び1階展示スペースにて展示し、表彰式も執り行う予定である。

次に環境浄化活動である。安全な街づくりのため、学校や青少年補導委員からの情報や、日々のパトロールにおいて、有害な環境が確認された場合には、環境浄化につなぐ対応を行っている。例えば、高架下などの落書きは道路管理課へ連絡・連携し、有害図書については、関係団体を経由して、店舗への協力依頼を行っている。また、有害ビラや放置自転車等については、重点的なパトロールと撤去に向けた連携を実施している。

次に、当センターが事務局として開催、または参加している会議・研修について説明する。警察との連携として、学校と警察の連携を目的とした、学校・警察連絡協議会を開催している。また、当センターと学校との連携として、生徒指導担当者会議に参加することや、葛南地域など広域での情報交換も行っている。さらに、地域との連携として、中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会の開催や、青少年補導委員との連携、そして当審議会などからの助言を得ながら、地域全体で青少年を支える仕組みを構築している。

続いて、令和7年度の補導活動の実績である。補導少年の総数は207人、小学生

がそのうちの 66%を占めた。特筆すべき点として、令和 7 年度は「飲酒・喫煙による補導はゼロ」という結果になっている。この 207 人の内訳は、夜遊び、徘徊が 22.7%、交通面の課題が 19.3%、そして「その他」が 57.9%となっている。「その他」の内容の多くは、公園での遊び方やゲームセンターでの行動、登下校中の行動に対する声掛けなどをカウントしており、法に触れるなどの問題行動に対するものではない。事案が発生する前に積極的な声かけを行う「愛のひと声」や見守りによるものである。未然に非行を防ぐ、アプローチ機能が働いているものと考えている。

次に、不審者情報について説明する。発生件数は令和 4 年度以降、年間 60 件から 70 件程度で推移しており、令和 7 年度は 73 件であった。不審者情報が当センターへ寄せられた場合は、教育委員会内で情報共有を行い、教育機関や児童施設へ情報配信を行い、即座にパトロールを実施できるよう運用している。令和 7 年度の月別推移を見ると、9 月から 11 月の秋口にかけて、月 10 件以上と多発する傾向が見られた。情報を受信した際には、速やかに教育委員会内で情報共有を行いつつ、全教育機関へ注意喚起を行い、パトロール強化へとつなげている。

不審者情報 73 件の具体的な内訳である。「その他」以外で、最も多いのが「変質行為」で 24 件、次いで「声かけ・誘拐」が 11 件発生している。通学路や公園付近での声かけ等が多発している状況を受け、子どもが即座に逃げ込める「物理的な安全拠点」の拡充が急務となっている。

その安全拠点となる「子ども 110 番の家」の取り組みである。令和 7 年末時点で 1,082 軒に登録いただいている。「子ども 110 番の家」は、子どもが不審者に遭遇するなどし、救いを求めてきた際、その子どもを保護するとともに、警察等の関係機関への通報をするなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動である。また、掲示する看板による犯罪抑止もねらいとしている。協力いただける方をさらに拡充するため、紙の申請書やメールに加え、「ちば電子申請サービス」を活用し、QR コードから簡単に申請できる仕組みを導入した。また、拡充へのアプローチとして、春先の教頭会議や連合町会連絡協議会総会など、様々な場面で登録推進活動を展開している。

市内の小中学生を対象に、総合教育センターが実施した、情報端末トラブル調査の結果である。スマホ・携帯電話の所持率は 76%、SNS 利用率は 58%と高い水準にある。一方で、「家の人と使い方について約束事がある」割合は 52%、「フィルタリング機能を利用している」割合は半数以下の 46%にとどまっており、課題として挙げられる。トラブルの事例としては、迷惑メールや睡眠不足、架空請求、SNS トラブルなどが報告されている。この結果からの考察と課題として、家族との約束事の欠如や低いフィルタリング利用率が、生活リズムの乱れや直接的なトラブルを引き起こす要因となっている。未然防止のためには、児童生徒だけでなく、「保護者」に対しても正しい使い方の啓発活動を継続的に行っていく必要がある。

る。

最後に、当センターが目指す姿は、街頭での見守り、地域での保護となる 110 番の家、そしてデジタル空間の教育である。これらを結びつけ、「青少年の未来のために」引き続き取り組んでいく。

続いて、「令和 8 年度習志野市青少年センター事業計画」について説明する。

まず、補導活動である。補導活動としては、記載の内容で習志野市青少年補導委員と連携し、実施していく。

補導相談活動としては、随時青少年の補導に関する相談に応じ、適切な助言等を行っていく。

次に、青少年健全育成活動である。啓発活動として、青少年健全育成標語、少年の日ポスター展及び優秀作品を表彰する表彰式を、中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会及び青少年補導委員連絡協議会と連携し、記載の日程で実施する。また、近年特に問題となっているインターネットのトラブルに関し、千葉県で実施する青少年インターネット適正利用啓発講演の講師派遣を案内することや、青少年センター職員が講師となり実施する習志野市青少年センターインターネット適正利用学習会などにより、子どもたちが被害に遭う、あるいは加害者になることのないよう啓発を行っていく。

「子ども 110 番の家」については、記載の内容を行っていく。

次に、環境浄化活動については、街頭補導活動等の際、有害広告物や落書き等を発見した場合、撤去や当該場所の所有者あるいは管理者に連絡し、浄化を促していく。

次に、会議・研修である。学校・警察連絡協議会は記載の内容で、本日午後、実施を予定している。青少年センター運営審議会は、本会議であり、今年度は本日の他、令和 9 年 2 月 4 日に記載の内容で実施する予定である。青少年補導委員委嘱状交付式・総会・研修については、去る 5 月 26 日に実施した。

青少年センター連絡会については、青少年補導委員連絡協議会理事に対し、青少年センターから記載の内容の連絡・協議等を行うもので、8 月・1 月を除く毎月 1 回実施している。

中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会は、記載の内容で実施する予定で、会議は年 3 回、第 1 回は 5 月 20 日に実施しており、今後は記載の日程で実施する予定となっている。

最後に、その他としては、千葉県青少年補導センター連絡協議会への出席の他、記載の内容に出席、参加、実施等していく。

▶質疑等

【櫻井委員】 スマホの適切な利用に関しては、第一次的に保護者の責任があるという認識を啓発すべきであり、「スマホは親が買い与えるものではなく、貸し与えるもの」とであるという前提を伝える必要がある。

中学生になると所持率が大きく上がると予想されるため、中学校の新入生保護者会などの機会を活用し、SNS 利用の責任について、青少年センターから保護者向けに話をする場を設けるよう、働きかけを行ってもよいのではないか。学校からの要請を待つ受け身の姿勢ではなく、青少年センター側から中学校の教頭などへ積極的に実施を働きかけてもよい。

【河村主査】 保護者への啓発の必要性を認識しており、いただいた意見を踏まえて何らかの周知や学校への働きかけを検討していく。

【五十嵐委員】 以前から課題となっている「こども110番の家」に関して、現在の登録状況と今後の増加見込みを教えてほしい。さらに団体や業界に対する具体的な働きかけをどのように行っていくのか、教えてほしい。

【所長】 登録数は現状維持の状況である。児童生徒数の減少や協力者の意識等の要因からアプローチの難しさがあり、具体的な数値目標を提示するのは難しいものの、現状の登録数を減らさないように維持し、可能であれば増やしていく方向で努力していく。団体等への働きかけについては、現在の「こども110番の家」の仕組みや制度について改めて確認した上で、団体等とどのような関わりが持てるのか検討していく。

○第5 その他

・令和8年度第2回習志野市青少年センター運営審議会開催予定について

【青少年センター河村主査】 次回の第2回習志野市青少年センター運営審議会の開催日は、令和9年2月4日(木)15時から市役所5階5-2会議室にて予定している。

○第6 閉会

上記のとおり令和8年度第1回習志野市青少年センター運営審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、出席者2人が署名する。

令和8年 7月 28日

署名委員

渡辺 雅和

署名委員

橋田 ミエ子